

次期さっぽろ障がい者プランの体系(案) (障がい者基本計画部分)

基本理念	計画目標	施策分野	横断的分野
<p>障がいのある人もない人も、その命の尊厳が当然に保障され、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現</p>	<p>① 地域社会の障がいのある人に対する理解促進</p>	<p>自立した生活の支援 (旧分野②生活支援 旧分野④生活環境を統合)</p>	<p>○ 障がいを理由とする差別の解消・権利擁護 (旧分野⑩・⑪を統合)</p> <p>○ 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実 (旧分野⑦)</p> <p>○ 理解促進 (旧分野①)</p>
	<p>② 施設、病院から地域への移行推進とサービスの自己決定のための支援</p>	<p>雇用・就労の促進 (旧分野⑥雇用・就労)</p>	
	<p>③ 地域生活を支えるためのサービスの提供基盤の一層の充実</p>	<p>保健・医療の推進 (旧分野③保健・医療)</p>	
	<p>④ 市民、地域、事業者との連携強化による地域の福祉力の向上</p>	<p>安全・安心の実現 (旧分野⑨安全・安心)</p>	
	<p>⑤ 障がいのある子どもへの支援(新設)</p>	<p>障がいのある子どもへの支援 (旧分野⑤教育・発達支援)</p>	
	<p>⑥ 障がいを理由とする差別の解消(新設)</p>	<p>スポーツ・文化の振興 (旧分野⑧スポーツ・文化)</p>	